

がん診療連携拠点病院に準じる病院について

1 本県のがん診療連携拠点病院について

がん診療連携拠点病院は、地域におけるがん医療の中核として、手術療法、化学療法、放射線治療を組み合わせた集学的治療や緩和ケアの提供等の質の高いがん医療を行うとともに、がん患者や家族を対象とする相談支援、地域の医療機関に対する支援等を行う医療機関。

区分		病院名	指定年度
都道府県がん診療連携拠点病院		青森県立中央病院	平成19年度
地域がん診療連携拠点病院	津 軽	弘前大学医学部附属病院	平成18年度
	八 戸	八戸市立市民病院	平成16年度
	青 森	(青森県立中央病院)	(平成16年度)
	西 北 五	—	
	上 十 三	三沢市立三沢病院	平成18年度
		十和田市立中央病院	平成23年度
下 北	下北医療センター むつ総合病院	平成19年度	



2 本県のがん医療体制における課題

- (1) がん診療連携拠点病院が指定されていない圏域におけるがん診療機能の向上
- (2) がん地域連携パス等による、地域における切れ目のないがん医療提供体制の確立
- (3) がん専門医や、がん関係分野の認定看護師、がん専門薬剤師等の人材確保・育成
- (4) がんと診断された時からの緩和ケア提供体制の構築

3 がん診療連携拠点病院に準じる病院について

本県の各圏域では、それぞれ、人口、面積、医療資源及びがんの患者数等社会背景が異なることから、各圏域の特性に応じたがん医療提供体制を構築していく必要がある。

本県のがん医療は、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院という。」）を中心とした連携体制により進められているが、がん患者やその家族に対してきめ細やかながん医療を提供していくためには、拠点病院のみでは十分な対応が困難であり、圏域におけるがん診療の水準向上かつ均てん化の観点から、拠点病院と地域のがん診療医療機関の間を埋める、がんの中核的病院が必要となってきた。

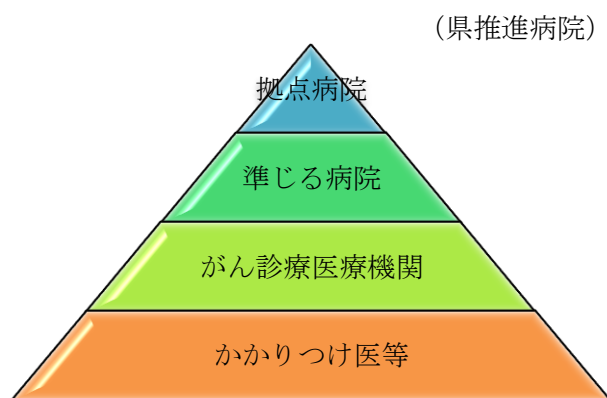
また、がん診療連携拠点病院が指定されていない地域においては、がん診療連携拠点病院の機能を代替、補完、連携する病院を設置することにより、他圏域の拠点病院や圏域のがん診療医療機関との連携体制を構築し、圏域内のがん診療の水準向上を図っていく必要がある。

このため、少ない医療資源を効率良く使い、県民が、より身近な環境で質の高いがん医療が受けられるよう、がん診療連携拠点病院に準じる病院（＝青森県がん診療連携推進病院。以下「県推進病院」という。）の整備を進めるものである。

なお、県推進病院の指定に当たっては、原則として、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（健発第 0301001 号 H20.3.1. 厚生労働省健康局長通知）における指定要件を準用するが、医師を含む医療従事者の配置や、放射線治療装置の設置等について、一部要件を緩和して指定する。

県推進病院の指定要件については、本県の拠点病院を中心としたがん医療に携わる病院等で組織されている「青森県がん診療連携協議会」の意見を踏まえつつ、必要な機能が確保されるものとする。

○本県のがん医療体制イメージ図



○県推進病院指定により期待される効果

1) がん診療水準の向上・医療連携の充実、促進

がん診療連携拠点病院の機能を代替し、補完し、連携する役割を担う県推進病院を指定することにより、がん診療水準の向上等によるがん医療の均てん化、医療連携の推進等が図られ、特に、がん診療連携拠点病院が指定されていない地域において県推進病院を指定することにより、その効果が期待される。

2) がん医療に携わる人材育成

県推進病院において、がんに係る各種研修等の実施を進めることにより、医師を始めとしたメディカルスタッフの資質向上が図られる。

3) 緩和ケアの推進

県推進病院における緩和ケア実施体制の整備が新たに図られることにより、患者やその家族に対する緩和ケアの提供が促進される。

4 県推進病院の指定要件について

別添（案）のとおり

5 指定手続き等について

- (1) 指定期間は最長4年間を超えない範囲とし、指定の更新を妨げないこととする。
- (2) 県推進病院は、毎年10月までに、別途定める「現況報告書」を県に提出する。
- (3) 拠点病院は、原則として二次医療圏に1カ所整備することとしているが、県推進病院については、この限りではないものとする。
- (4) 県推進病院は、地域のがん医療の向上のため、拠点病院及びその他の医療機関との連携に努めるものとする。
- (5) 県は、県推進病院について県民への周知に努めるものとする。
- (6) 現在厚生労働省の「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」において検討されている新指針の検討状況を踏まえ、必要に応じ、県推進病院の指定要件等を見直しするものとする。